



意見書第 2 号

意見書の提出について

地方自治法第99条の規定による「春日部市に児童相談所の設置を求める意見書」を、宮代町議会会議規則第14条第1項の規定により、別紙のとおり提出する。

令和3年 6月 9日提出

宮代町議会議長 田島 正徳 様

提出者	宮代町議会議員	丸 塚 栄 一
賛成者	〃	金 子 正 志
〃	〃	小 河 稔 正
〃	〃	茂 倉 孝 郎
〃	〃	西 村 茂 二
〃	〃	丸 山 妙 子
〃	〃	山 下 秋 夫

## 春日部市に児童相談所の設置を求める意見書

宮代町を管轄する越谷児童相談所の児童福祉司は32人で、東部地域の3市3町(越谷市、春日部市、幸手市、宮代町、杉戸町、松伏町)で人口73万人の広い地域を担当しています。

埼玉県は人口比で児童相談所の数が全国平均より少なく、最低でも埼玉県内に4か所の増設をする必要がある状況です。

今年度、朝霞市に設置することは、知事の子どもたちをしっかりと守っていくという姿勢の表れであり高く評価いたします。

子どもたちを虐待から守るためには、さらに増設が不可欠です。コロナ禍が続く中での虐待やDVを防止し、子どもたちの命と人権を守っていくために、ぜひ、近隣の春日部市に設置していただくよう、下記の事項について強く要望いたします。

### 記

春日部市に児童相談所の設置をすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和3年 6月 日

埼玉県南埼玉郡宮代町議会議長 田島 正徳

埼玉県知事 大野元裕 様